

平成27年度第1回武蔵野市都市計画審議会議事録

日 時 平成27年11月5日（木曜日）午前10時～正午

場 所 武蔵野総合体育館 3階 大会議室

出席委員 柳沢会長、与座副会長、井口委員、島崎委員、村尾委員、堀内委員、高野委員、大野委員、
深田委員、本間委員、米次委員、清塚委員

欠席委員 稲垣委員、入江委員、水庭委員

出席幹事 恩田都市整備部長、福田まちづくり推進課長

説明員 東京都水道局建設部佐藤施設設計課長

傍聴者 5人

質疑応答者	質疑応答
事務局	<p style="text-align: center;">【開会】</p> <p>本日は、ご多忙の中をご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。これより始めたいと思いますが、まずは資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日は、郵送でお送りしました、既に送付済みの議案。本日机上配付いたしました次第。委員名簿。パワーポイントの資料。あとは東京都水道局のほうで作成いたしました資料。以上のものになりますが、不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、続きまして、本日は審議に入る前に皆様の委員の就退任のご報告がございますので、そちらのほうを報告させていただきます。</p> <p>まず、2号委員におかれましては、本年市議会議員選挙に伴い、本年4月30日付で6名の委員の辞職願を受理し、新たに市議会議長の推薦により、本年5月21日付で堀内委員、高野委員、大野委員、深田委員、与座委員、本間委員にご就任をいただきました。</p> <p>また、3号委員におかれましては、人事異動により、本年8月に武蔵野警察署長の黒田委員の後任として米次委員、本年10月に武蔵野消防署長の湯浅委員の後任といたしまして清塚委員に就任をいただきました。よろしく願いいたします。</p> <p>なお、1号委員の皆様におかれましては、引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、早速ですが、これより武蔵野市長、邑上市長より2号委員、3号委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。</p> <p style="text-align: center;">－委嘱状の交付－</p>

<p>邑上市長</p>	<p>市長より、ご挨拶を皆様に申し上げます。</p> <p>皆さん、おはようございます。お仕事がお忙しいところ、第1回都市計画審議会にご参加いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>今ほどは今年度新たに就任いただく2号委員の方、そして3号委員の皆様方に委嘱状を差し上げたところでございます。従来からの1号委員の学識経験者の皆様方を初めとして、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ご案内のとおり、武蔵野市では都市計画マスタープランに基づく都市計画を進めているところでございますが、都市計画に関する事項という、大変、極めて重要であるということもあります。特別なこのような審議機関を設けて審議会の中で特別に調査、審議をいただいているところでございます。以来、そのようなさまざまな課題につきまして審議をいただき、この間、都市計画、まちづくりを進めてきたところでございます。</p> <p>今回お願いいたしますのは極めて、大変大切な課題だと思っておりますが、東京都の境浄水場における地区計画及び用途地域等に関する基本方針ということであります。</p> <p>境浄水場につきましては、ご案内のとおり、大正時代からの浄水場としての機能を継続しているということでございますし、かつ、現在では東京都民の大切な水源地という、浄水場という機能を持っておるということでございます。</p> <p>武蔵野市は直接的にはこの浄水場からの給水ということは現時点ではありませんが、しかし、東京都の都民の大切な浄水場ということから、この機能更新に当たっては最善を尽くさなければいけないのではないかというふうに思っています。</p> <p>ただし、同時にやはり武蔵野市内にある施設ということですから、周辺の環境に最大限に配慮した更新事業が必要ではないかなというふうに思っておりますので、そのような視点でも今回のその対応をしていきたいというふうに思っております。</p> <p>現在の施設は、当然のことながら用途地域等は問題はないのですが、東京都が今予定をされております施設化になりますと、現在の用途地域ではなかなか難しい状況もございますので、その前提として地区計画を定めて、地区として方針を定めた上で、その施設が可能な用途地域に見直しをしていこうということでございます。</p> <p>そのため、この都市計画審議会におきまして慎重審議をいただいて、そして機能更新につなげていければなというふうに思っております。</p> <p>これからも市民の皆様、そして、この委員の皆様方のお力をいただきながら、総力を挙げて武蔵野市全体の魅力的なまちづくりを進めていき</p>
-------------	---

	<p>たいというふうに思っておりますので、どうぞ引き続きのご協力をお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ここで、今年度第1回目ということでございますので、皆様にも簡単にご挨拶をいただきたいと思えます。</p> <p style="text-align: center;">－各委員挨拶－</p> <p>なお、幹事につきましては、引き続き、恩田都市整備部長及び福田まちづくり推進課長が務めます。</p> <p style="text-align: center;">－市長退席－</p> <p style="text-align: center;">－副会長の選出－</p>
会長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>最初に、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日、1号委員の稲垣委員、入江委員、水庭委員のご欠席の連絡がございましたが、都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。</p> <p>なお、本日、幹事のほかに説明者として、東京都水道局から建設部施設設計課佐藤課長、市建築指導課から建築確認担当課長の内藤が出席をしておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>報告は以上です。</p>
会長	<p>本件については正午をめどに終了したいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、傍聴はきょうは何人いらっしゃいますか。5人の傍聴の方がいらっしゃいますが、いかがいたしましょうか。</p> <p>（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、傍聴を許可します。暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">－傍聴者入場－</p> <p>会議を再開いたします。</p> <p>日程2、審議事項、議案第1号「境浄水場における地区計画及び用途地域等に関する基本方針について」に移ります。</p> <p>まず、浄水場再構築に係る事業説明を水道局からいただいた後、福田幹事より説明いただきます。</p> <p>それでは、東京都水道局佐藤課長、お願いいたします。</p>

佐藤施設設計
課長

皆さん、おはようございます。改めまして、東京都水道局建設部施設設計課長の佐藤と申します。

これから、境浄水場の再構築について、資料に基づいてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、表紙を1枚おめくりいただきまして、まず1ページ目でございます。

この1ページ目につきましては、大規模浄水場更新の考え方についてご説明をさせていただきます。

まず、項番1番ですが、浄水場の更新時期についてでございます。中、書いているところなのですが、浄水場の約7割につきましては、他のインフラ同様に高度経済成長期に集中的に整備してまいりました。建設から半世紀を経て老朽化が進んでおり、機能維持のための補修や改良工事を通年にわたり実施している状況でございます。ということも含めまして、平成30年代以降に耐用年数を経て、一斉に更新時期が到来するものと考えてございます。

下に棒グラフを載せてございます。横軸が時間の経過でございます。縦軸が施設能力でございます。左側が建設の経過でございます。ごらんのとおり、高度経済成長期に集中的に施設能力が増加しているというものが見てとれるかと存じます。これを単純に建設年次ごとに更新してまいりますと、右側の赤の棒グラフになります。一時期に更新が集中して、都内の安定給水に支障が出ることは、見てのとおりでおわかりいただけると思っています。

ということで、右側に目を移していただきまして、浄水場の更新計画でございます。更新工事は長期にわたり大幅な能力低下が継続することになります。このために処理の系列ごとに小分けで更新を行うこととしておりますが、それでも大きな能力低下が否めない状況でございます。このために、あらかじめ代替浄水施設を整備して、浄水能力を確保してから更新工事に着手していく考えでございます。

その状況を下の棒グラフにお示ししてございます。左側の青い棒グラフにつきましては、先ほどご説明させていただきました建設の経過でございます。右側は更新の計画、イメージでございます。

まず、棒グラフ、平成27年のちょっと右側ですが、青い棒グラフがあります。こちらが、あらかじめ代替浄水施設を整備することによって、あらかじめ能力を増強しておくということでございます。これが、その上に横のバーがありますが、更新準備期と東京都水道局では位置づけてございます。この後、その右側、更新始動期ということで、赤の棒グラフでございます。このように順次更新を始めていって、さらに更新平準期ということで、左側の大きな施設能力の山を平準化して、長期にわた

る更新を進めていくというような考えでございます。

左下に移ります。更新初期の整備計画について、先ほどの棒グラフをクローズアップした形で描いております。まず1つ目ですが、大規模浄水場で最も建設年次が古い東村山浄水場から更新に着手する予定でございます。そして、能力が低下する東村山浄水場の更新に先立ちまして、境浄水場に代替浄水施設を整備するという計画でございます。

下に、横の棒グラフを載せてございます。更新準備期、更新始動期、そして更新平準期という順番でございます。真ん中、東村山浄水場の更新に先駆けて、境浄水場の代替施設整備を行う。また、区部の一番東の位置に位置する、江戸川沿いなのですが、金町浄水場についても、その次に古い年次に建設されていることから、その準備として三郷浄水場に代替施設整備をしていくというような計画でございます。

右側に移ります。4番です。境浄水場への代替施設整備ということで、建設地をどうして境浄水場にしたのかというような理由を、ここで説明させていただきます。

先ほど来説明のとおり、更新時に能力が低下するというので、その東村山浄水場が配水しているエリア、区域のバックアップが必要になります。このため、既設管路ネットワークの活用や、新たな導送水管の整備による相互融通体制の確立が不可欠でございます。また、代替浄水施設を建設するための広大な用地が必要にもなります。

こういったことを踏まえまして、境浄水場を建設地としたこととございますが、図面の説明をさせていただきます。東京都がありまして、オレンジ色で囲っているところ、こちらが現在の東村山浄水場の主な配水区域になってございます。ここに配水する能力が低下することから、バックアップが必要だということです。

図面の説明ですが、四角く囲ってある右から、金町、三郷、三園とあります。これが浄水場でございます。さらに青い線で描いておりますのは、これは幹線の主要な管路を描いております。いわゆる、これが大規模なネットワークというものでございます。

こういったものを見ていただきまして、東村山浄水場は真ん中にあります。こちらの更新の代替施設ということで、境浄水場、まさに距離的にも近い、ネットワークもされているし、今後の導送水管の整備についてもここが最も機能的であるというようなものでございます。

次のページをお開きいただきたいと存じます。ここからは境浄水場の再構築計画についてでございます。

まず、境浄水場の現況でございます。右側に航空写真を掲げております。この水田のように見えるこちらが、緩速ろ過池ということで、現在運用中のものでございます。先ほど市長からもありましたように、大正

13年に通水を開始してございまして、緩速ろ過方式による処理を行って
ございます。東西方向に10池が2列ありまして、全体で20池というよう
な構成でございまして。施設能力につきましては日量31.5万t、敷地面積
は約20haということでございます。

こちらを、下に説明移ります、再構築計画でございまして。まずは規模
感ですが、現状の施設能力31.5万tから倍以上になります70万t規模へ
再構築する計画でございまして。そして、緩速ろ過池現状の20池のうち12
池分を活用するとともに、8池につきましては継続して緩速ろ過で浄水
をしていくということでございます。新たな浄水施設につきましては急
速ろ過方式としまして、浄水処理には高度浄水処理を導入していく考え
でございまして。これらの工期、現在、33年度完成予定をもって計画をし
ているところでございまして。

右側の図面ですが、オレンジ色で書いている部分、こちらのほうが建
設の予定のレイアウトでございまして。水の処理の流れは、図面左側、い
わゆる西側から東に向かって水がきれいになっていく、このようなイメ
ージでございまして。

もう1ページお聞きいただきたいと存じます。再構築後のイメージを
掲げさせていただいております。右上のほうは、これはパース、完成予
定のパースですが、まだこれで確定したというものではありませんが、
イメージを持っていただくためにパースを掲げさせていただいております。

さらに、A-A断面と書いております。これは東西方向の中心、この
建物の中心を断面図として切ったものでございまして。これがA-A断面
でございまして。西側から地上にある部分、あとは地下部分ということで、
そういう状況をここではお示ししてございまして。なお、破線で書いてお
ります、23mとございまして。これは建物で、この地域、高度地区計画と
いうことで23m以上のものは立てられないというものを踏まえまして、
現状ではこういうイメージ観を持って高さを設定しているというところ
でございまして。

さらにB-B断面でございまして。こちらは施設、数棟ある中で最も西
側に位置する、これはポンプ室等なのですが、これが現行で一番高い建
物になる計画でございまして。こちらの断面、南北方向の断面を切ったも
のが下、B-B断面図でございまして。ごらんいただくとおりなのですが、
北側の沿道側の建物壁面から、都道井ノ頭通りを挟んだ北側の民地境界
まで約47m距離があるとともに、浄水場敷地境界までは30mというこ
とで、ご案内の30m引き出しがあるところ、これは敷地境界のフェンスで
ございまして。フェンスまで30m、さらに植樹帯があつて、歩道があつて、
井ノ頭通りと、このような断面構造でございまして。

次のページをお開きいただきたいと思います。整備の規模、手法、効果について説明させていただきます。

まず整備規模と手法でございます。若干ちょっと説明がかぶるところもありますが、東村山浄水場につきましては、浄水処理の系列が3系列あります。したがって、その3分の1ずつの規模の施設能力で順次更新していくというような考えでございます。したがって、境浄水場の施設能力を増強してから、東村山浄水場の更新工事に着手するという計画でございます。

右側、ごらんいただきたいと思います。これはざっくりとしたイメージ図でございますが、現在、境浄水場は31.5万、東村山浄水場は126.5万tということで、合わせて158万tの浄水処理の能力がございます。まず、境浄水場を先ほどご案内のとおり倍増する70万t規模の施設整備を行ってから、東村山浄水場の更新に着手していくということでございます。

一番下の図面になりますが、東村山浄水場の更新整備後につきましては、境浄水場は70万t、東村山浄水場は88万tということで、合計につきましては158万t、これは現状あるいは更新中と変わらない規模ということでございます。

下の説明に移ります。整備効果でございます。こちらのほうは、水道局で作成した、いろんな冊子がある、あるいはあの需要を、説明したものでございますが、そこからの抜粋でございます。

東村山浄水場と境浄水場の相互融通機能が強化されることによりまして、この区域に給水している給水区域、この約300万人に給水していることとございますが、こちらの給水の安定性が向上するというものでございます。また、境が、その後かなり将来になりますけれども、更新時には東村山浄水場からバックアップが可能になるというものでございます。

もう1ページお開きいただきたいと思います。浄水処理、先ほど来、緩速ろ過あるいは急速ろ過というご説明をさせていただきましたが、どのような方式かという説明という要望がございましたことから、参考ということでこちらに添付してございます。

まず、上、現状の境浄水場が行っている緩速ろ過方式でございます。右側に処理の断面図を載せてございます。まず本当に、いわゆるシンプルな水、上から貯水池の水あるいは川の水を入れて、自然にろ過して、それに塩素を加えて水道水にするという、昔ながらの方法でございます。下から、玉石、砂利、砂の順になっておりまして、右側の写真をおつけしてございます。ちょっと見えにくいとは存じますが、上が水がたまっているイメージで、下が砂ろ過なのですが、その表面にちょ

	<p>っと黒っぽいような、見えると思います。これが表面で生息している生物膜でございます。こちらによってカビ臭、有機物、アンモニア態窒素などを分解除去するという、自然の浄水作用でございます。</p> <p>ろ過速度につきましては、1日4m程度を標準としてございまして、原水濁度が比較的きれいな10度以下ということが好ましい状況で、そういう処理でございます。また、ろ過速度が遅いので、広大な面積を必要にするというような特徴がございます。</p> <p>続きまして、下の急速ろ過方式でございます。これを新たに整備するというものでございます。急速ろ過方式は、凝集剤と呼ばれる薬品があるのですが、こちらで原水の濁りを強制的に取り除いて、さらに急速ろ過というところで、先ほどとかなりスピード感が違いますが、1日120～150mの速さでろ過する方法でございます。</p> <p>右側にその流れをお示ししてございます。水の流れは左から右側に移行するというようなものでございます。まず、着水井というものが左、1番にあります。こちらのほうに、まず原水を取り入れて、ここから自然流下で処理をするというのが、これが基本的な浄水処理の考え方でございます。着水井を経た水につきましては混和池、これは先ほどの薬品、凝集剤と呼ばれる薬品を混ぜるところで、フロックというのは川の濁り分を固まりにするという、そういう機能の池でございます。さらに、そのものを沈殿、いわゆる下のほうにためて落とすというようなところで</p> <p>普通の処理はここから7番、ろ過池というところに行って、ここで砂ろ過をして、塩素消毒して浄水になるというのが一般的な流れですが、東京都の水道局では、川の汚れがなかなか改善されないというところ、また安全でおいしい水の都民の皆様のご要望にお応えして、高度浄水処理というものを導入しました。それが、このフロー上の5番、6番、オゾン処理と生物活性炭の吸着処理でございます。この処理によりまして、十分に対応できないカビ臭の原因物質だとか、トリハロメタンの前駆物質、あるいはアンモニア態窒素等の恒常的な処理を目的としているものでございます。このたびの境浄水場につきましても、東村山浄水場の代替ということで、この高度処理を導入するという計画でございます。</p> <p>資料の説明は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>この後、福田幹事から都市計画の方針についての説明がありますが、関連はありますけれども、ここで一旦質疑をいただきたいと思います。関連した部分は、また福田幹事の説明の後にしていただいても結構です。</p>

	<p>それでは、どなたかご質問、ご意見ありましたらお願いします。</p> <p>A委員。</p>
A委員	<p>ご説明ありがとうございます。</p> <p>私も住民説明会も何度か傍聴させていただき、きょうのご説明によっても東京都さん、水道局さんのお考えはある程度理解はしているつもりではございますが、幾つかお願いも含めた質問をさせていただきたいと思えます。</p> <p>まず、やはりあのエリア、とても大きな建物もなく、すごく環境もいいところだというのは、もう皆さんも承知のことだと思いますが、この建物の大きさ、プラントの大きさというのは、やはりすごくこの環境、見た目、景観にも影響を及ぼすと思うのですが、この技術的に可能な限り建物は低く抑えていただきたいというのは、私たちも含め多くの方がおっしゃっていることだと思いますが、そのあたりに関しましてはどの程度というか、技術的に可能な限り低く、影響を少なくやっていただけるのかというところを、一つお尋ねをしたいと思います。</p> <p>それと、この今の最後に説明のあった急速ろ過方式の中にこれを、その5ページにあるこの急速ろ過方式の図を、建物の横から見た3ページのこのA-A断面図に当てはめると、この凝集沈殿池から急速ろ過池までの3つのプラントが、この図の細かいそれぞれの能力がこの中に割り当てられると考えていいのか。これは1つの建物におさまるわけではないんですよということを、ちょっと確認をさせていただきたいことと。</p> <p>その自然流下にこだわるというところで、ある程度その水の高さというのは必要だということは理解しているのですが、その自然流下にこだわるがゆえにプラントが高くなるのかなと思っていたら、実はポンプ室、この図に限っていえばポンプ室の高さが一番背が高いというのはちょっと腑に落ちない部分もあるのですが、これをもう少し下げるということはできないのか。その全体というよりは、個々の機能、能力として、このポンプ室はもうちょっと下げるとはできないのかということも、ちょっとお尋ねしたいと思います。</p>
会長	<p>3点ありました。よろしいですね。じゃあ、順にお願いします。</p>
佐藤施設設計課長	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>まず、高さについてでございます。最後のご質問の自然流下ともいろいろ関係性があるものですので、あわせてご説明をさせていただければと。</p> <p>まず、浄水場の中の構造ですが、この5ページの断面をごらんいただいて、着水井というところから浄水池まで、これを自然流下で流すというものが、大体全国どの浄水場でも行っている手法でございます。これ</p>

	<p>はエネルギーを極力かけないで処理するという大きな考えに基づいて ございます。</p> <p>その中で、ポンプ室の件ですが、実は「ポンプ室等」という3ページの A-A断面の一番左側のポンプ室でございますが、この上に着水井と いう構造物が載ります。したがって、この建物が一番高くなるとい うような、そういうイメージでございます。ポンプ室、ポンプですから これは下に、その地下構造になります。</p> <p>あとは、自然流下とポンプの関係ですが、ここのその標高的なものか ら、区部につきましては現行でも自然流下で、井ノ頭通りの下に埋設さ れている大きな管路があるのですが、こちらで自然流下で送水管に送ら れております。この自然流下の流れは将来とも確保したいということで 高さ関係が大体決まってきたのですが、何でポンプがあるかという ことなのですが、東村山浄水場の代替施設ということで、東村山浄水場 の配水区域をバックアップするために、東村山でポンプで浄水した水を 送るという機能がありまして、いわゆる西側に向かってポンプをかけて 送ると、バックアップするという関係で、そのポンプが必要だとい うことでございます。あわせて南側の稲城のほうに向かって、そちらのほう にもポンプ圧送を行うと、そういうことでポンプがあるという状況で ございます。</p> <p>あわせて、すみません、急速ろ過の断面ともちょっと関係性があ りまして、全部含めた説明になってしまいましたが、ポンプ室等という のはそういう構造でございます。</p> <p>その次の凝集沈殿池という構造のものは、これが5ページのフロック 形成池、沈殿池というものが5ページの図面にあります。2、3、4で すね、混和池、フロック形成池、沈殿池、この2、3、4という構造が、 3ページのA-A断面の左から2番目の「凝集沈殿池等」と、この建物 に入ります。</p> <p>さらに、5ページの5番、6番、オゾン処理と生物活性炭吸着処理、 ここの部分がA-A断面の真ん中の高度浄水施設、この中に入ります。</p> <p>さらに、7番と8番、ろ過、塩素注入、あります。こちらがA-A断 面の急速ろ過、この中に入ります。</p> <p>排水処理と申しますのは、水をこした濁り分をここにまとめて、絞 って、土として出すという施設でございます。これについては5番のフロ ーからは割愛させていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	A委員。
A委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>ちょっと、もう少し高さにこだわった質問をさせていただきたいので</p>

	<p>すが、私も以前何かで説明を伺ったときにも、その水源地があって、その浄水場の水の出口があると、その高さが決まっているから、やはり絶対的な高さ、最低限の高さは必要なんだということはお伺いしたと思うのですが、そのときのイメージでいきますと、ずっと一定のこの高さ、高いところ、この図でいけば着水井ですね。そこからずっと出口まで、自然に水が落ちていくのかなというイメージを持ったら、一回地下に下がったりもできるというようなふうにも、こうやって見えるんですよ、この図を見ると。そういうことからいくと、やはり我々が考えているよりもう少し低くできるのではないかなという、ちょっと期待を持ってしまうんです。</p> <p>それで、何でもこういうことを伺うかといいますと、実は先日、ちょっと建設委員会の視察で奈良市のほうに行ってきたして、そこでたまたま目にした資料は、向こうの浄水場も緩速ろ過と急速ろ過が同じ敷地内で両方併用されていて、その引いた写真を見ると、そんなに大きな建物が見当たらなかったんですね。</p> <p>メーンの視察の目的じゃなかったもので、余り深くは突っ込めなかったんですけども、一応確認をしたら、急速ろ過のほうはどれぐらいの規模の施設なんですかということを知ったら、そんな何十cmも高くないですよ。その奈良市の水道のことを聞いてみたら、水源から浄水場まで、そしてその水を送り出すまで、全て自然流下でやっているということで、すごく境浄水場と、水源からの距離とかも確認しても、すごく似たような環境だったんです。</p> <p>その中で、向こうはそんなに高くない建物の中でやっていけているということを知ってしまいますと、もう少しこちらも何とかなるんじゃないかなということ、やっぱりすごく期待をしてしまうのですが、この辺やっぱりいろいろな、さまざまな技術があると思うのですが、技術的に実はもっと下げることができるんだけど、東京都としては今のこの方法を選んでいるのか、この場合はどうしてもこの方法しかないのかということ、もう一度改めて聞かせていただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>佐藤課長。</p>
<p>佐藤施設設計課長</p>	<p>説明させていただきます。すみません、先ほどの答えがちょっと中途半端で申しわけございません。</p> <p>ちょっと技術的な話になってしまうかもしれませんが、水を流すという過程において、いろいろな損失が生じてきます。</p> <p>したがって、その表面の高さというのが重要になってきますので、その表面の高さが自然に流れるような構造というようなことで考えております。ただ、その施設、施設がかなり深い構造になっておりますので、5ページのようなこういう断面になっているというようなところ</p>

	<p>でございます。</p> <p>あとは、自然流下の確保の件でございます。境浄水場が新たな浄水施設、給水拠点の浄水施設に生まれ変わる中で、大きく3方向に水を配水するというような拠点になります。一つは区部送水、一つは多摩の西側、もう一つは多摩の南側。この中で、区部に送り出す水については従来と同様に自然流下で、エネルギーを使わずに送り出したいというのが東京都の大きな方針でございます。これを確保しつつ、西側あるいは南側に送るものについては、これは標高が高いところに水を送らなければいけませんので、ポンプアップしなければなりません。このことが避けられない、エネルギーを使わなければならないのですが、少しでもエネルギーを使いたくない、環境に負荷をかけたくないということで、安全でおいしい水を将来にわたって配り続けたいということから、両面を検討、考慮した中で、このような計画になっているものでございます。</p> <p>今の、例えば3ページのA-A断面のこの高さ関係でございますが、いわゆるその標準設計というレベルで検討している、計画しているものがこちらでございます。この間いろいろ準備説明の中でもご指摘、ご意見多数いただいた中で、もう少し技術的にできる限り高さを下げる、今、検討をまさに実際に進めているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	よろしいですか。
A委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、ちょっと最後、意見というかお願いだけはしておきたいと思えます。</p> <p>やはり、先ほど最初にも申し上げましたように、あそこはすごく環境がいいところだと思っています。日影に関しても、日陰の最終的な伸びる距離というのは余り影響がないかもしれませんが、あの周りに立ってみると、やはり木漏れ日であるとか、木の幹と幹の間がすごく向こうを見通せたりもします。やっぱり、そういうところは子供たちが育つ環境としてもすごくいいのかなと思っていますので、とにかく可能な限り低く、特に抑えていただきたいと思えます。これはお願いをして終わりたいと思えます。</p>
会長	<p>よろしいですか。今のご質問との関係では、これ以上高さをもうちょっと下げられないのかということに対して、私もちょっとよくわからない点があったけれど、今の最終的なご返事は、もう少し下げることができる可能性があるのか検討中であるというのが、今の回答ですね。</p>
佐藤施設設計課長	そうです。
会長	はい。それじゃ、高さに関して、さらに関連があればご発言をいただ

	<p>いて、それ以外の話題に移りたいと思いますが、高さの件はいいですか。それじゃ、それ以外について。</p>
B 委員	<p>ご説明ありがとうございます。私も住民説明会等に参加させていただいたり、事前に説明を受けたりで、いろいろわかってはいるんですけども、改めて都計審初めてという場なので、確認も含めて質問等お伝えをさせていただきたいなと思います。</p> <p>まず最初に、今、現状で東村山等で何か有事があった場合、現時点は境からのバックアップがないところで、東村山はどこから今バックアップがあるのか、それともないのかというところを教えてください。</p> <p>あと、先ほどもあったとおり、やはり高さが一番問題かなと思う中で、今、環境負荷等々で自然流下というところは、私も利用できるところは自然にという考えではおりますけれども、半地下というか、さらに下げて都内の送水もポンプで行うという、仮になったときのそういった試算はできないのか、質問させてください。やはり環境負荷がこれだけ軽減、環境にやさしいといっても、実際に今のこうするとこうなるという試算があったほうが、やっぱり説得力というか、納得もいくと思います。</p> <p>あとは、やはり今そういったところで東村山も高低差があるので、そちらはポンプを使うというところで、その比較にもなると思うので、ぜひ東村山には1日これぐらいの圧送があって、これぐらいの費用がかかって、都内にはやはり、都内のほうが多分送る量が多いと思いますので、ポンプにした場合は東村山に送るのとはこれぐらいの差があって、やはりこちらは自然流下したほうが環境にもやさしいしというところの提示があると、皆様また一つ議論する中で知識として持てるのかなと思いますので、そのあたりご見解を伺いたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
会長	佐藤課長。
佐藤施設設計課長	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>まずは資料の1ページ目をごらんいただきたいと思います。浄水場の位置と主要幹線の管路の状況、ネットワークを記載してございます。右下でございます。</p> <p>ご案内のとおり、このごらんいただくとおりに、東村山浄水場というものはかなり標高の高い位置に、しかも東京都の北側の端にあります。したがって、こちらをバックアップするということは、かなり今は難しいです。今、脆弱な地域になっております。</p> <p>いわゆるボリューム的には、ちょっと皆様を不安がらせるかもしれないんですけども、ここでいいますと北側のエリアというものは、ちょっと余りバックアップ機能は、そんなには、大変難しいエリアです。ただ、西側に小作浄水場というものがあります。小作浄水場からのバック</p>

	<p>アップというものが若干はできるのですが、小作浄水場というものの施設能力というものは二十数万 t しかありませんので、126万 t の東村山をバックアップするというのは大変難しいという状況でございます。</p> <p>さらに、朝霞浄水場というものが東村山浄水場の絵上で右側にありますけれども、ここからずっと下におりてきて、東京都の町田方面、ずっとこう幹線が円状態であると思います。これは多摩丘陵幹線ということで、これもバックアップ機能を考えてループ状の幹線を整備したものでございますが、こちらのほうにバックアップというものが、これも一定量はできます。ただ、やっぱり常に有事、ぼーんと事故があったときにすぐバックアップがきくかという、なかなか難しいというところでございます。</p> <p>ゆえに、4 ページにお示しさせていただくような整備効果でございますが、東村山と境、親子関係の相互融通によって、このエリアの給水の安定性を図りたいという計画でございます。</p> <p>あと、もう一つですが、経済的なものを試算したほうが説得力があるのでということでございます。今ここではお示しすることは、まだそういう試算は進んでおりませんが、やはり大きな方向性として自然流下、やっぱりお金にかえられない部分の環境負荷というものを軽減したいということから、自然流下、少しでも立地するその標高面だとか、そういうものを生かしたいという考え方で、この計画を作成しているということでございます。</p> <p>例えば、下に下げると、掘り下げるので、土砂を掘削するだとか、それを運搬するだとか、そういうものは機械的にはできないことはありませんが、ちょっとそこまでは現在はおしておらないというところでございます。</p> <p>あとは電気代もそうです。電気代も、ポンプアップの揚程が高くなるので、その分、その動力費というか電気料がかかるということです。これも具体的には試算はできていない状況です。</p>
<p>会長</p>	<p>B 委員。</p>
<p>B 委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ちょっと今、まず 1 点目のところからで、最初の質問でいろいろバックアップは難しいということがわかったんですけども、現時点では、じゃあ東村山はバックアップ機能がないということでよろしいのか、再確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>あと、コスト面ですけれども、あの場でのやっぱりコストの試算がベストだとは思いますが、難しいようだったりということがあれば、これぐらいの量を送るというところで、全国のどこかの例をとって、これ同じぐらいを送水するとこれぐらいの費用がかかっていますとい</p>

	<p>うような事例でもいいと思うので、そのあたりそろえていただけないか、再確認をさせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>ちょっと待ってください。今、最後のご質問の趣旨は、この今回の再構築で境浄水場でポンプを使わないことの必然性を問うているわけですね。</p>
B委員	<p>そうです。</p>
会長	<p>だから、その範囲で必要な答えをしてください、まあ必要なら資料も必要かもしれませんが、余りプラスの作業をたくさんするというよりは、必要最小限の要求をしてください。</p>
B委員	<p>はい。</p>
会長	<p>お答えがありますか。</p>
佐藤施設設計課長	<p>バックアップの面で、もう少し補足説明をさせていただきます。</p> <p>例えば夏場の最大需要期に、どこか事故があって、東村山浄水場で事故があったというようなことを想定しますと、それを全てバックアップするというのはなかなか難しいかなということはあるんですが、ループ状になっているという整備を行っているという趣旨は、そういう有事にも少しでもということでございます。</p> <p>いわゆる、どれだけ投資をして施設整備をするかというものに尽きると思います。これは、例えば今の浄水場の施設能力と申しますのは、最大需要期に水を安全に出せるということを目指して整備をしています。ですから、常にフル稼働しているわけではございません。</p> <p>ということで、東京水道施設整備マスタープランの中でも実は掲げているんですけども、事故時のバックアップはどれぐらい施設能力を持って出すのかというものについても触れていますが、それについては平均配水量程度はバックアップしたいというようなことで施設整備をしているということでございます。そういう意味では、平均的なバックアップはできます。</p> <p>なので、そういう施設能力を持つとともに、管路のネットワークを構築しているということです。ですから、余りその不安な要素でもない、そこまで本当に水道がとまるかというようなご心配は全くないと。これだけのバックアップ、あるいは危機管理を行っている事業体はほかには余りないのかなというぐらい、そこはもうやっている、整備をしているというようなところですよ。</p> <p>あと、試算については、例えばこれだけの水をボリュームをこれだけの高さまで上げるには、どれぐらいのポンプとその電力量がかかるのかというのは、これは教科書とかそういうものの中での機械的な作業はできるので、そういう意味でのご提示はできると思います。</p> <p>以上です。</p>

会長	<p>じゃあ、ほかにご質問、ご意見。 C委員、どうぞ。</p>
C委員	<p>私も今回の再構築につきましては、2回、関前南小とスイングの説明会に参加をさせていただきました。そこで住民の皆さん、近隣の皆さんが一番心配されているのは、先ほどから質疑がある高さ、高い建物が建つことによつての住環境の問題が大きな不安だったというように思います。それ以外にもいろんなご意見は出ておりましたが。</p> <p>そこで、やはり今回、資料として、東京都のほうでの基本方針案への意見に対する見解という、これは説明会のときにお答えになった内容がまとめていらっしゃるんだというように思うのですが、少し読んでみて、わからないことが幾つかあります。</p> <p>今回の再構築については、まず、南側に施設を建てて、北側のほうに緩速ろ過方式をそのまま存続することはできないのかということについては、お金がかかるとか、そのようなご説明があつたのですが、東京都としてはどのような試算をして、そして現計画になつたのかというご説明については、余りよく説明会ではわかりませんでした。</p> <p>一つは南側。それからもう一つは、もっと建物を地下にやる場合は、このご説明だとエネルギーロスを伴うというようなことが記されておりますが、そうした、もっと地下になつた場合はどのぐらいエネルギーロスになってしまうのかとか、そういう数値のご説明がないので、それはやっぱり私としては判断として示していただきたいなというように思っておりますので、それについてのご回答をいただきたいと思ひます。</p> <p>それから、2つ目は緩速ろ過方式について。私は東京都、また、市から、緩速ろ過方式の重要性というのを伺つておひまして、大事なやり方だというふうにおひしております。東京都は今回、緩速ろ過方式について、エネルギーをかけない施設として重要だというご説明があるのですが、もう少しご説明をいただきたい。例えば災害時などの対応として、この施設がどのような役割を果たしていくのかというふうなご説明があれば、もうちょっとご説明いただきたいと思ひます。</p> <p>その中で、今回は今までの施設、緩速ろ過方式については約半分というふうな機能になつて、今後の水量というのは大分変わるのかなと思ひますが、それについては、その今までの役割からして、緩速ろ過方式での水量ということについての、これはこれでいいんだというお考えでなつたんだと思ひますが、その辺はどういうふうにお考えになつていらっしゃるのかというのを伺ひたいと思ひます。</p> <p>それから、3点目は、これも住民の皆さんからもご質問ありましたが、境浄水場じゃなくて東京都が保有している玉川浄水場についても</p>

	<p>質問があったというふうに思いますが、余り納得というかよく理解でき るご説明ではなかったように、大変失礼ですが思いました。それは、先 ほごの説明の中で、境浄水場の立地上の範囲の中が一番いいというよ うに判断されたのか。その辺についても、もう一度ご答弁いただきたい なと思います。</p> <p>最後です。境浄水場は東京都全体から見れば大きな役割があるわけ ですけれど、武蔵野市としては今、武蔵野市は東京都の水道、一元化にな っておりませんので、境浄水場からは水の供給を直接は受けておりませ ん。こういう境浄水場の施設が今後再構築することになった場合、地元 への何らかの還元というのは、東京都はどのようにお考えになって いらっしゃるのでしょうか。</p> <p>説明では、市民への開放ということについては、安全性の問題などで これは考えられないということですが、それ以外にも地元への還元とい うのはいろいろあるんじゃないかなというように思います。私で、素人 で考えれば、例えば災害時とか何らかのことが起きた場合、その水が例 えば武蔵野市のほうに供給できるようなことがあるとか、それ以外にも いろいろなことがあるんじゃないかなと思うのですが、そうしたことは地 元の市、武蔵野市と東京都の協議もされているのかもしれないですが、 地元還元ということで、東京都としてはどのようなことを考えていらっ しゃるかという、大きく分けて4点、お伺いしたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>佐藤課長。</p>
<p>佐藤施設設計 課長</p>	<p>それでは、1点目のレイアウト的な配置面ですが、南側に移したらど うかという件でございます。</p> <p>資料の1-3の別紙というところの4番の1ページ目でございます。 こちらのほうに記載をさせていただいているとともに、4回目の準備説明 会の中で図面をお示ししながらご説明をさせていただいたところでご ざいですが、まず、緩速ろ過池を継続して利用していくということが、 東京都の大方針ということがあります。この中で、南側のレイアウトを しますと、緩速ろ過池の運用に不可欠な施設を撤去することになりま す。したがって、継続運用ができなくなるといったことです。こう いうことから、南側は困難というか、できないという回答をさせていた だいでいるところでございます。</p> <p>あとは、緩速ろ過池の施設能力面についてでございますが、現行31.5 万tという能力ですが、20池から今度8池になるということで、単純比 例ですと、その比例計算で実質能力が導かれるとは存じますが、 ただ、この2ページの写真をごらんいただくとおり、例えば真ん中部分 に水面じゃなくて、これは砂が出ている面が2池あります。これはどう いうことかと申しますと、砂がだんだん目詰まりしていった、浄水機能</p>

を果たせなくなるので、砂のかきとり作業というものを定期的に行う必要があります。ですから、常時この2池から3池ぐらいは使えない状況になっていきます。なので、その単純な比例計算よりもさらに効率が落ちてくるということになります。

ただし、さりとて、これぐらいの規模の緩速ろ過池というのは全国的にもかなり大きい、この8池でもまだ大きい施設になります。こういったものを自然環境を重視するという水道局の方針もございます中で、これは維持していこうというような、そういう考え方でございます。

あと、もう1点、3点目ですが、玉川浄水場を活用すれば境に整備は要らないのではないかとご質問でございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。この中で玉川というのが、一番下側にピンクの玉川と書いてある、これが玉川浄水場の位置です。現在はいわゆる多摩川のほう、河川の名前の多摩川のほうなのですが、水質悪化によって昭和40年代から休止をしているということでございまして、なかなかその浄水の機能を持たせる浄水場に再開をできない状況にあるというのが、まず一つです。

さらに標高関係だとか、この管路のネットワーク、幹線のネットワークを見ていただけるとおり、この東村山浄水場の配水区域のオレンジ色の部分にバックアップすることができないという、そういう位置関係と管路の整備状況があるというものです。あと、遠過ぎるというものがあります。まさにエネルギーもかかるし、物理的に管路もないという、そういうことで、これは難しいということです。

あと、4点目でございます。武蔵野市への貢献ということですが、確かに現在は緩速ろ過方式でそのまま区部のほうに流れていっております。災害時の拠点にもなっていないというご指摘も受けました。これにつきましては、緩速ろ過をして、そのまま浄水として区部に送っているものですから、水をためておく施設がありません。ためておく施設がありませんので、給水拠点になり得ないという状況があります。したがって、現在は給水拠点にもなっていないという状況です。

将来この境浄水場再構築によって整備されますと、ここは配水池を持った、まさに5ページをごらんいただきますと、右下、一番最後のフローですが、浄水池とあります。こちらが飲み水になっていると。こちらの機能がありますので、給水拠点に十分なり得る、そういう状況です。

これは、完成後は防災担当の局がありますものですから、そちらのほうと協議して災害拠点化、ある種、そう活用しないということはありません。と考えると、そういうふうには働きかけていきたいと思っております。

あと、拠点化になって、ポンプ圧送の話もさせていただきました。多摩の西側、南側にポンプ圧送させていただく中で、現在、武蔵野市の中

	<p>で第一浄水場、第二浄水場と2つの浄水場があります。こちらのほうから市内へ配水、給水をしているわけですが、こちらの浄水場に直接この境浄水場から水を入れることができます。したがって、そういう有事の安定性というのは格段に向上するものと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	C委員。
C委員	<p>では、最後の地元還元というか、それについては今ご説明いただきましたが、今までは境浄水場は地元の武蔵野市には災害時も含めてそういう給水というのはなかったわけですが、今後は東京都と市が話し合う中で、そうした機能というのは可能性としては大きいということを伺いましたので、それはそれで、ぜひ私としては、そういう地元のところに進めていただくというのは大事な機能かなというように思っておりますので、今後、市として、等、協議していただいて進めていただきたいなと思っております。</p> <p>それで、2つ目の緩速ろ過方式については、今までより水量としては大分下がるというご説明だったのですが、下がったとしても、東京都がこの施設を維持していく重要性というのについては、もうちょっとご説明いただきたいなというように思うんです。私はこの施設というのは大事だというように認識しているんですけど、もうちょっとわかりやすく説明していただきたいなと。ただ自然をとというようなことだけではないんじゃないかなというふうに思っておりますので、ご説明いただきたいと思います。</p> <p>それから、一番最初に質問させていただいた費用と、幾つかの地下に施設を入れた場合にかかる費用、それから、かかるエネルギー、そういうものと、幾つかの提示というのがある中での判断になってくるんじゃないかなと私は思うのですが、東京都としてはそうした試算というのは最初からされていないのか、今後そうした……住民の方からも、もう少し地下に下げるとか、そういうようなやり方はないかというような質問もあったと思いますが、そういう試算というのは今後やるお考えはあるのかどうか、伺いたいと思います。</p>
会長	佐藤課長。
佐藤施設設計課長	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>この浄水場の計画する上で、重複な説明になりますけれども、区部送水を自然流下で行っていくということが大前提で、施設の計画を、設計を始めているということから、それ以外の試算についてはしておりません。</p> <p>ただし、先ほどB委員からもありましたとおり、教科書的な当てはめで例示をもってご説明することは可能だと思います。ただ、それがその</p>

	<p>まま一致というわけでは……まあ、ざっくりとしたイメージとしてはご提示は可能と考えます。</p> <p>あと、緩速ろ過池の維持のお話ですが、近代水道というものができて百十数年になります。まさにその走りの施設になっています。有名なところでいいますと、今、西新宿にありました淀橋浄水場というものが、そこがああいう開発の中で東村山浄水場ができたというような経緯もあるのですが、そういう近代水道の遺構というか遺産というか、まさにこの浄水場、この緩速ろ過池というのは、ただ浄水するというだけではなく、そういった面で大変重要な、東京水道のもう基本的なというんですか、歴史を背負っているという施設でございます。</p> <p>したがって、そういう面からもまた、本当に貯水池から何も動力をかけないで送水できるという、東京都で唯一の浄水場である。さまざまなことを含めまして、この緩速ろ過というものは死守していきたいというのが東京都の方針でございます。</p>
会長	よろしいですか。
C委員	もうちょっといいですか。すみません。ちょっとだけ。
会長	どうぞ、C委員。
C委員	すみません、最後に。緩速ろ過方式が歴史を持ってずっとやっていらっしやるということで、東京都としてはこの方式をずっと維持していきたいというのはよくわかりますし、私もそうしていただきたいという立場なのですが、例えば災害時などで電力の供給が厳しくなったときなども、この施設、この方式、施設については大丈夫だとか、そういうことがあるかどうか。そういうことも含めてちょっとお伺いしたので、最後にもう一度だけ確認させていただきたいと思います。
会長	佐藤課長。
佐藤施設設計課長	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>最低限の自家用発電施設というものが、あわせて、今現在もあります。その中でおっしゃられたとおり、この浄水場については、停電しても全くとまることはありません。ということです。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかに、それではご発言。</p> <p>D委員。</p>
D委員	この、まず境浄水場についてなのですが、給水という部分で、境浄水場は周りに大きな川があるわけでもないのですが、どこかから給水を持ってくるという環境だと思うのですが、この1ページのネットワークを見ると、全部の浄水場、玉川以外はやはり東京の北部、要するに高度が高いところ、今ずっとおっしゃっていただいた自然流下をするということで、北部に位置しています。境というのは多分海拔が50mぐらい

	<p>で、そんなに高くない場所で、多摩方面に水を供給する場合にはポンプアップするということですが、非常にこの事業、大きな事業ですので、根本的に見直して、ちゃんと東京の全体観を見たときに、もっと標高の高いところ、給水地に近い場所に本来は浄水場を置いたほうが、素人考えですけれども、より有効で、全くポンプアップすることなく自然流下が可能になるのではないかと。</p> <p>その中で、土地があったということが大きな要因かもしれませんが、境浄水場に、あえてこの東京のど真ん中の境浄水場に、このような大きな工場を持ってくることになった経緯を、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。</p>
<p>佐藤施設設計課長</p>	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>今の発言の中でもありましたとおり、広大な用地が必要であるということで、2ページの平面図を見ていただきたいのですが、浄水場全体が20haある中で、これだけの施設をつくる。半分以上の用地が必要だということございます。</p> <p>ばらばらに用地を取得しても、浄水場はつくれません。したがって、10haもの大きな土地を1カ所に確保するということは、多分、今、東京都の中で至難のわざかと思えます。</p> <p>ということで、いろいろ確かに建設用地というものをいろいろと探している状況にありますが、そういうものは出てこないということと、あとは1ページをごらんいただきまして、東村山浄水場という脇に水色の楕円が3つあります。これが貯水池でございます。これは、古い年代に水道局が水道専用の貯水池ということで、狭山湖、多摩湖なんですけど、こちらに多摩川の上流から、これも自然流下で流れ込んで、ここの貯水池にたまると、そういう構造をしているものです。</p> <p>ここにためて、そこからその源水をもとに浄水するという機構です。</p> <p>ですので、本当はこの多摩川沿いになればいいのかもしれませんが、なかなかそれも本当は昔からそれもかなわなかったという状況の中で、用地を探しながら今の浄水場の位置が成り立っているという中で、その中で、やはり今回の東村山の代替地を検討する中で、境しかないというか、ないということもあるのですけれども、バックアップをするためのいろいろな整備も含めて、境浄水場しか該当するものがなかったということです。</p>
<p>会長</p>	<p>時間の関係もありますので、一応、この水道局の説明について一旦打ち切らせていただいて、後半の話を聞いて、もう一回、水道局の話が必要であればやっていただくということにしましょう。</p> <p>ちょっと中途半端な状況ではありますが、それで、今までの議論では、高さについては、もう少し検討の余地があるというのは、かなり具体的</p>

	に出てきた話題だと思うのですが、それはいつごろどういう形で提示されるのでしょうか。
佐藤施設設計課長	これから、まさに地区計画という中で、建物の高さだとか、あるいは壁面の話がメインであるかと存じます。その折には数字として出てくると思います。高さを下げることにも検討しておりますし、例えば北面に向かって、階段状に傾斜というか、段をつけていくというような、そういった面も含めて検討中でございます。
会長	地区計画の案の中で、高さ関係の話題が出てくる。それに対応して、答えを出せるでしょうか、そういうことでしょうか。
佐藤施設設計課長	そうです。原案という中で数字として出てくるはずですので、今後の調整になろうかと思えます。
会長	わかりました。それではこちらの皆さんもご発言あるかもしれませんが、後半、少し時間が残ったところでやりたいと思います。 それでは福田幹事、お願いします。
福田幹事	<p>それでは、本日の議案第1号によります境浄水場における地区計画及び用途地域等に関する基本方針の諮問について、説明したいと思えます。</p> <p>説明は、パワーポイントをベースで行いたいと思えますので、スクリーンをお願いしたいと思います。</p> <p>今回、諮問しております基本方針（案）につきましては、先ほど来、東京都水道局から説明がありました境浄水場の再構築事業の実施に当たり、建物用途の関係から都市計画の変更を、将来実施することとしております。</p> <p>都市計画の変更に際しましては、再構築事業の内容から、周辺に与える影響が大きいと想定されることから、都市計画原案の前に今回諮問します基本方針（案）を示した上で、丁寧に手続を進めていきたいというふうに考えてございます。</p> <p>まず今回、都市計画を変更する背景でございます。</p> <p>先ほど東京都水道局からの説明にもありましたけれども、今後、予定されております大規模浄水場の更新に際して、東京都全体の給水能力を低下させずに、長期にわたる更新工事を行うため、代替施設が必要なこと。また、東村山浄水場の更新工事に当たっての代替施設として、東村山浄水場の給水区域をバックアップするという点、立地条件としまして、距離、標高、導送水管の整備、敷地規模の関係があると思えます。</p> <p>あと送水ネットワークなどを踏まえて、境浄水場を建設地としているという理由などを踏まえまして、公共公益施設としての必要性があることから、施設立地が可能となる用途地域の変更を行うこととしております。</p>

なお、用途地域の変更に当たりましては、周辺環境に配慮する必要があるため、地区計画で一定の規制を行い、対応したいというふうに考えてございます。

次に、都市計画変更に当たっての予定スケジュールでございます。

基本方針（案）、今回、お諮りしておりますけれども、公表した後、来年2月ぐらいに都市計画の原案の公表、また8月ぐらいに都市計画の案を公表していきたいと考えておまして、予定どおり流れますと、11月ごろ都市計画の変更決定を行いたいというふうなスケジュールで現在、考えてございます。

それでは、境浄水場における地区計画及び用途地域等に関する基本方針（案）について説明いたします。

配付しております資料1-1も、あわせてごらんいただければと思います。

なお今回提示しております基本方針（案）につきましては、後ほどご説明いたします意見見解を踏まえて、一部修正を加えたものとなっておりますので、ご了解願いたいと思います。

まず1.背景についてでございますが、繰り返しになりますけれども、このたび境浄水場の再構築事業につきましては、東京都水道局全体の浄水場における更新工事に関わるものであり、浄水場の更新が行われることで、将来にわたり安定給水が確保され、送水ネットワークが強化されることにつきましては、本市の水道事業にとっても、将来にわたり有益なものと考えてございます。

このようなことから公共公益施設としての立地が可能となるよう、用途地域の変更を行うとともに、周辺環境に配慮するため、地区計画で一定の規制を行うこととしております。

次に2.目的でございます。

武蔵野市の都市計画マスタープランでは、現状の土地利用を維持する方針でございます。境浄水場が大規模の公共公益施設として位置づけられておまして、施設の利用に変更がある場合は、当該地区のまちづくりや周辺状況と調和するような形で誘導していきたいと考えてございます。

このようなことから、境浄水場再構築事業に伴い、2点の目的のもと、都市計画の決定及び変更を行いたいと考えてございます。

1点目は、土地利用の維持でございます。浄水施設は都市活動において必要不可欠なインフラ施設であり、境浄水場の再構築は、東村山浄水場の更新に伴う代替施設とするだけでなく、給水のネットワークを強化することで、広域的な安定給水の確保に向けた重要な機能であることとなるため、必要な施設の再構築が可能となる用途地域等を指定し、公共

公益施設としての土地利用を維持するという形のものでございます。

2点目につきましては、周辺環境の保全でございます。

公共公益施設としての土地利用を維持するために、用途地域等の変更を行いますけれども、浄水場周辺の低層住宅地及び玉川上水周辺の環境と調和を考慮するため、地区計画により良好な住環境及び自然環境を保全するものとしてございます。

次に3. 検討区域につきまして、図面に示すとおりの区域設定で地区計画及び用途地域等を変更したいと考えてございます。

まずこちらが、地区計画のほうの区域でございます。黒の一点破線で示しておりますとおり、西側の武蔵境通り、北側の井の頭通り、東側の新武蔵境通りにつきましては、都市計画道路のセンター、また南側につきましては玉川上水の中心という形の区域設定をしたいと思っております。

また後ほど出てきますけれども、青の部分、ほとんどの部分はハッチがかかっている部分を浄水場地区、また少し左上の三角になっているものを沿道商業地区というふうな形で区分して、地区計画を設定していきたいというふうに考えてございます。

用途地域の変更につきましては、今、赤で示しております区域、最初の区域と一部、近隣商業地域が抜けておるのですけれども、このエリアについての第一種中高層住居専用地域の用途を変えていきたいというふうに考えてございます。

次に4. 地区計画の方針につきましてです。

土地利用の方針、地区施設整備の方針、建築物等の整備の方針、その他の整備方針の4項目を定めていきたいと考えてございます。

まず(1)でございます。土地利用の方針につきましては、先ほどご説明したとおり、検討区域を2つに区分して、浄水場地区は周辺環境及び自然環境と調和した公共公益施設を誘導する地区としたいと思っております。

また沿道商業地区につきましては、環境に配慮しつつ、にぎわいを維持する地区としていきたいと思っております。

次に(2)地区施設の整備方針につきましては、接道部に緑地を整備し、沿道緑化を確保すること、及び地域の環境に寄与する地区施設の整備を検討すること等を記載していきたいと考えてございます。

続きまして、(3)建築物等の整備の方針につきましてです。

周辺環境との調和及び良好な景観形成のために5項目の制限などを定めていきたいと考えております。

まず①用途の制限でございますが、浄水場地区につきましては、水道施設及び事務所のみに限定したいと考えております。沿道商業地区につきましては、用途変更前と同様の用途にしていきたいというふうに考え

てございます。

続きまして、②壁面の位置の制限でございます。建築物の高さや周辺に与える影響等を考慮して決めていきたいと考えてございます。

続きまして、③高さの最高限度につきましては、浄水場地区において玉川上水景観基本軸との関係性、また周辺に与える影響等を踏まえて決めていきたいというふうに考えてございます。

④形態または色彩その他意匠の制限につきましては、周辺環境に配慮して落ちついた色調とするとともに、圧迫感の低減等の工夫を図るものとしていきたいと思ひます。

⑤垣またはさくの構造の制限、これにつきましては、透視性の高いもの及び安全性を考慮したものとしていきたいと思ひます。

続きまして、(4) その他整備の方針につきましては、適切な緑化面積や樹木の保全、風の影響に対する配慮策などを検討して決めていきたいと考えてございます。

次に5. 用途地域等の方針につきましては、先ほどご説明した用途地域を第一種中高層住居専用地域から再構築のために施設立地が可能となる第二種住居地域に変更する以外、建ぺい・容積、高度地区、防火・準防火地域等の変更は行わないこととしております。

次に資料1-2をお願いしたいと思ひます。

基本方針(案)につきましては、9月26、29、30日に説明会を3回開催してございます。各説明会での参加人数、主な意見等につきましては、資料1-2に記載したとおりでございますけれども、参加者の関心の高かったものとしたしましては、建物の配置・高さ、日影、圧迫感、施設の安全性など周辺住環境に関すること、また、玉川上水周辺の自然環境に関する意見等もいただいております。

また3回の説明会での質疑などを踏まえ、10月29日に追加の説明会を開催してございます。参加人数は30名、説明内容につきましては、事業内容等の理解を深めてもらうために、説明項目を日影、景観、安全性、配置計画、自然流下などに絞って説明を行ってございます。

主な意見等につきましては、地下化や配置を変えた場合の費用の試算はできないかですとか、風の影響はどうか、また樹木の管理がどうなっていくのかというふうな意見をいただいております。

続きまして資料1-3をお願いしたいと思ひます。

9月15日から10月13日まで、基本方針(案)についての意見募集を行い、9件の意見をいただいております。

今回の基本方針につきましては、東京都水道局の再構築事業との関係性から合同で説明会を行いました。

この関係から、基本方針(案)と再構築事業の両方に関する意見が多

数出されてございます。それに伴いまして、市としましては基本方針（案）と再構築事業に分類して取りまとめてございます。基本方針（案）については20項目、再構築事業については30項目、その他についてが8項目というふうな形になってございます。

意見に対する見解につきましては、資料に記載のとおりでございますが、基本方針（案）に関する主なものについて少しご説明したいと思います。

まず1ページ目、（1）地区計画の方針についてですけれども、3つの意見をいただいております。景観住環境の保全のため地区計画が必要である。高さを圧縮すべき。圧迫感への対応というふうなご意見をいただいております。

これにつきまして、市の見解といたしましては、基本方針案に沿って地区計画を定めていくというふうな形の見解としてございます。

その下、（2）用途地域の方針、これにつきましては、1番、2番の部分で、用途地域を変更する必要性についての意見をいただいております。これに対する見解といたしましては、都市マスでの土地利用の維持の方向性、再構築事業における安定給水の確保、給水ネットワークの強化から将来にわたり有益であることなどから、周辺環境に配慮した上で施設立地が可能となる都市計画変更を行うという見解にしてございます。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。

4番で低層住宅地に隣接する高層プラントを建設するための用途変更は公序良俗に反するというご意見をいただいておりますけれども、これに対する見解といたしましては、再構築事業の公益性及び必要性和周辺環境保全のため地区計画で一定の制限を行うため、公序良俗に反するとは考えていないという見解にしてございます。

次、5番、6番の部分でございます。

用途地域を変更して高層プラントを建設することは、施設の安全性の検討が不十分であり、行政の不作为によるリスクが内在している。危険性があるにもかかわらず、公益性の理由で都市計画を変更することは、重大な瑕疵が内在するというようなご意見をいただいております。

施設の安全性につきましては、市でも一定の確認を行うとともに、都の見解といたしまして、十分な対応を行うということが示されていることから、不作为のリスク及び重大な瑕疵が内在するというふうには考えてございません。

続きまして、3ページ目でございます。都市計画の手続については、3つの意見をいただいております。

市民の意見や専門家の意見を聞くべきというふうな形になるかと思

	<p>いますけれども、これに関しての見解といたしましては、今後の手続の中で意見募集を行うとともに、学識経験者等で構成される都市計画審議会でも議論し、意見を踏まえながら進めていくという見解にさせていただきます。</p> <p>(4) その他都市計画に関しては、6つの意見をいただいております。おおむねのイメージといたしまして、再構築事業を行うに当たり、まちづくり、環境保全、景観などに配慮すべきなどの意見をいただいております。</p> <p>これにつきましては、地区計画を定めることで、それらの事項に対して対応していくという見解にさせていただきます。</p> <p>すみません。4ページ以降につきましては、先ほどの議論にもありましたとおり、再構築事業に関する意見、見解案、及び全般的なその他の意見、見解（案）となっております。</p> <p>東京都水道局の見解（案）を資料1-3（別紙）という形で取りまとめてございますので、これについては、ご参照願えればと思います。</p> <p>これらのことを踏まえまして、市といたしましては、今回、資料1-1で提示いたしました境浄水場における地区計画及び用途地域等に関する基本方針（案）についてご審議いただき、了解が得られれば、公表していきたいというふうに考えてございます。</p> <p>説明は以上になります。よろしくお願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではこれについてご意見、ご質問がございましたら、お願いします。E委員。</p>
<p>E委員</p>	<p>まず早速なんですけど、この都市計画審議会でも審議を深めていかなければならないのは、まさにご説明いただいた部分でございます。</p> <p>まずは、この用途変更に伴って、住民の皆様からご心配の声はいただいておりますが、この方針の中に、一体的にと、浄水場の再構築と一体的ににぎわいのある街並の維持が可能となるようにと配慮しながら、まちづくりをしていくということが書かれておりますが、例えば用途変更をすることによって、今後可能となってしまう状態、もしくは市民の皆様、住民の皆様が懸念されているご指摘などありましたかどうか。その点についてお聞かせください。</p> <p>それから、ちょっとさかのぼってしまって、委員長、申しわけないのですが、前段、東京都さんのご説明の中にありました点についてちょっと触れさせてください。</p> <p>今後、東京都は、人口がこれから少なくなっていく日本でございますが、この25年間ぐらいは人口増加、人口集中が予定されておるわけで、こうした命に関わる水については、災害時の対応や濁水、テロ、パンデ</p>

ミックのリスクの分散、それに伴ってサプライチェーンの確保、こういう意味においては浄水場の分散化、それから拠点化を図っていただく方向性について、私は理解するところでございます。

一方で、やはり私ども武蔵野市民にとっては、何しろこの景観は松下圭一先生が非常に大事にされていた松下道路と通称言われているぐらいの景観を大事にした道路形成がされておりましたということもあって、住民の皆様から日影、景観、それから建物が建つことによつての風害などのご心配をいただいております。

その意味では、1つ目、にぎわいを創出するということになると、人がたくさん集まってきます。あのたしか説明会の中でも、ご心配があったのがオゾンの件でございます。オゾンの取り扱いの規則などございましたら、ぜひ今後、住民の皆様との説明会がございました際には、ぜひ説明をしていただけましたらと思います。運営取り扱いの規則等をお持ちだと思います。

今後、市民とのできる限りの説明の機会を持ちたいということ、この資料の中にもご意見として書かれていらっしゃると思いますので、ご回答として書かれていらっしゃると思いますので、その点お願いしたいのがまず一点。

それから防災に関して、今後も武蔵野市の防災担当と協議をしていただくということの中で、分水を可能にさせていただいたということは、これは非常に大きなメリットをいただいたと思っています。

武蔵野市は東京都と一元化されておりませんので、かねてから災害時には、ぜひとも水を分水していただきたいということを協議してほしいということは申し上げてきました。ですので、今回、こうした新設の管路をつくっていただきまして、分水をしていただくということの協議に入るというふうに書かれているということで、この協議のスケジュールングをぜひともお聞かせいただければと思います。

それから、次なんです、結果的には、大きくいきますと、これは災害時にはいろいろなリスクを分散するために、先ほど東京都様のほうからご説明がありましたように境浄水場の再構築イコール拠点化というお言葉をお使いになったと思います。

これだけボリュームアップする一方で、東村山様のほうは、88ですか。こちらにダウンサイズされる形になりますよね。そうしますと、もちろんリスクを分散する、サプライチェーンを確保するという点においては、非常に評価するところなんです、この88にダウンサイズした後の、すみません、余計なことかもしれませんが、跡地の利用についてはどのような状況になっているのか教えてください。

それから最後になりますが、これは東京水道施設整備マスタープラ

	<p>ン、それから再構築計画に基づいて、粛々とお進めになっていることはわかっております。その意味では、東京都の中の都議会の中で、公営企業委員会でご報告されているものと理解しております。</p> <p>その中で、この件につきまして、例えば今、るるご質問させていただいている内容などの質疑がありましたかどうか、それからここの中には見解については、都議会は了承しているというふうに書かれておるわけでございますけれども、この境浄水場の拠点化について、何か特段議会のほうでご指摘があったかどうか、ぜひお聞かせいただければと思います。</p> <p>その点につきましては、きょうは委員で、都議会議員の島崎先生もお見えになっていらっしゃいますので、その辺のところもお聞かせいただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
会長	では、福田幹事、次に佐藤課長。
福田幹事	<p>まず、用途変更について、ご質問をいただいております。</p> <p>用途地域を変更するに当たりましては、現在の第一種中高層住居専用地域から第二種住居地域に変更したいというふうに考えてございます。当然、建物用途につきましては、第一種中高層住居専用地域よりも第二種住居地域のほうが、建物用途は当然ふえてきますし、いろいろな用途のものが建てられる状況になりますけれども、地区計画のほうで、もし基本方針（案）でいきますと4．地区計画の方針、（3）建物等の整備の方針の①用途の制限、こちらのほうの部分で、今、示しておりますとおり、浄水場地区につきましては、逆に言うと水道関係施設及び事務所しか建てられないという形の用途の制限をかけたいと思っております。</p> <p>その後段のほうとして、質問がありました用途地域変更することによって、住民から何か意見があったかというふうな形でございますけれども、説明会等の中では、市のほうからの説明の仕方の問題もあったかもしれないのですけれども、今回、建物用途の部分、用途地域のみで建ぺい・容積ですとか高度地区、防火・準防火地域については、従前のものと変更いたしませんので、特に用途地域を変えるから、こういう高い建物が建つのではないかというふうな、すみません、行き違いの意見はいただいておりますけれども、一応日影規制を含めて変更はございませんので、そのようなことはないというふうに考えてございます。</p> <p>あと委員のほうがおっしゃられておりましたにぎわいの創出というのは、こちらにあります、現状、今、商業施設が出ております。この水道局さんの浄水場の敷地になっておりまして、このにぎわいを維持していくというふうな形で、現状維持したいという形の文言のフレーズというふうな形で記載させておりますので、こちら全体含めて、にぎわい</p>

	を創出するというふうな意味ではないような形で捉えていきたいというふうにご考えてございます。
会長	では佐藤課長。
佐藤施設設計課長	<p>水道局のほうからご説明させていただきます。</p> <p>1つ目は、東村山浄水場がダウンサイジングになって、危機管理上、どうかというお話でございました。</p> <p>このことは、まさに境に代替施設を建設する理由のまさに一つでございます。バックアップできるところに整備するということです。</p> <p>すみません。資料1ページの右下の図面をごらんいただきたいと存じます。真ん中の東村山浄水場から、青い主要幹線が3本伸びていると思います。左側、下、右、こちらの大きな幹線によって、東村山浄水場から水が配られている。ここをバックアップするために、一つは点線で東村山と境を結んでおります。この部分については、新しく送水管を敷設します。それによってポンプで東村山浄水場をめがけて送っていく。</p> <p>さらに境浄水場を下のほうにぐるりとループ状に向かっている幹線があります。こちらのほうにもポンプで送り込む。そういうことによって、この配水エリア全体をカバーできるという、そういう計画ですので、その辺は万全を期している計画となっております。</p> <p>もう一つでございます。</p> <p>都議会等の、あるいは公営企業委員会でのご質問という話なのですが、これにつきましては、将来にわたる安定給水のために大きな計画、大方針を作成すべきという、そういう質問があった中で、当局として例えば東京水道施設整備マスタープランを策定していったと、こういうような関係性でございます。</p> <p>中では、具体的な質問の中では、例えば30年代から大規模浄水場の一斉の更新が始まる中で、東村山浄水場の代替として境浄水場、金町浄水場の代替として三郷浄水場、あるいは完成年次は、境浄水場が33年度、と三郷浄水場は35年度というような、そういうやりとりはさせていただいております。</p> <p>ただ、まだ、まさに今、都市計画連合、あるいは設計中の中でございますので、それ以上の質問というのは、まだいただいております。</p> <p>ただ、マスタープランを作成するに当たりましては、議会の中で説明をさせていただきながら、予算審議というものに入っていきますので、そういう意味ではご了承いただいているという表現は、その部分でございます。設計業務も予算化してから進められるということですので、この事業は、そういう意味で動いているという、そういう理解をしていただきたいと存じます。</p>
会長	あと幾つか細かいのがありましたね。オゾンの話とか。

<p>佐藤施設設計 課長</p>	<p>オゾンにつきましては、紙で書いているところは、資料1-3の3ページでございます。</p> <p>その9番にオゾンの漏洩防止対策ということでございます。記載のとおりなんですけれども、建物については完全な密閉構造であるということと、さらに排オゾン処理装置と申しますのは、これは触媒なんですけれども、これを経て大気に開放しているという二重の安全対策を講じているというところでございます。</p> <p>基準的なものにつきましては、環境基準は0.06ppm、ppmと申しますのは1ℓ中に1mgという、そういう濃度のものなんですけれども、これ以下にしなければならないということに対して、当局では0.03ppm以下にする、これの基準、やや厳しい基準にしているということです。0.03ppm以下にしているというのは、自然界にそもそも0.03ppmが存在しているということからでございます。</p> <p>ただ、実際に、これは我々これまで5つの浄水場に高度浄水処理を導入してございます。これは常に監視してございます。大気開放する際に、どれくらいの濃度で大気開放しているかというのは、定量的にずっと継続しておりますが、きのうも見てきたのですが、ゼロです。全く、0.00ppmで、大気開放しています。これが現実的な数字でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいですか。それではE委員。</p>
<p>E委員</p>	<p>時間も限られておりますので、ちょっと最後に確認させてください。</p> <p>やはりオゾンの点については、ご実績がおありだとはおっしゃっているのですけれども、住民の皆様からは、近くに学校施設があり、不安だということをおっしゃっています。</p> <p>ぜひともネットに結構ですので、取り扱いの規則や運用について、そして過去にご実績があるのであれば、そのようなデータなどもきちんと情報公開していただくことが、地域の皆様のご不安を払拭できるものと理解します。お願いいたします。</p> <p>それから本市の防災担当との協議なんですけど、これ、当然、事業化が決定してからでなければ、新管の設置はできないとは思いますが、今後、大きな災害が予想されますので、できる限り早いスケジューリングで、新設管の設置をしていただき、分水を可能としていただくことを、これは強く強く要望させていただきます。</p> <p>申しわけございませんが、お願いいたします。何しろ命に関わりますので。</p> <p>それから、かしこまりました。そういうことにおいては、いろいろなご見解、ご協議、都議会でもご審議いただいたということで、了解いたしますが、先ほど電力については心配ないというふうなことをおっしゃ</p>

	<p>ったのですけれども、災害時の。これ、何か自家発電装置か何かお持ちだということなんでしょうか。そこのところだけ最後に確認させてください。</p>
佐藤施設設計課長	<p>自然流下ですので、ほとんどは電力を使わないのですが、やはり薬品を注入するだとかということについては、電力を消費します。有事のときには、自家用発電施設は、今、現存のがありますので、そちらのほうで、小さな動力は回せるということですので、浄水場機能は失われないということでございます。</p>
会長	<p>ほかにご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>それでは、きょう、大分こちらからの意見ばかりではありましたが、たくさん意見がありまして、一応このように考えたいと思います。先ど福田幹事から用途地域の変更と、それから建物が大きくなるということとは、実は関係ありませんという話がありましたけれども、しかし、それはこの場所にああいう20m級のものがずっと連続してできるということは、もともと想定されていなかったもので、そのことはやはり用途地域の変更とは無関係だという議論は、なかなか普通の人には理解できない。一般的には浄水場を再編成する中で、ここの用途地域を変えて、それなりの施設をここへつくる必要があるというふうを受け取るというか、考えるべきだと私も思うのです。</p> <p>そうすると、都市計画を変更して、周辺の地域に一定の影響が出て、それをご辛抱いただくということになるわけです。そうなると、ここでこういういわば都の浄水のネットワーク整備の中で、この施設がこの役割を担わなければならないのだという必然性が、やはり最初にしっかり説明されて、その上で、この場所で作る以上、できるだけ周辺影響というのを削減する努力をする。あるいは安全性に問題があれば、それなりの手当をする。そういう議論の順番ではないかと思うのです。</p> <p>きょう、議論をお聞きしていて、ここで、この境浄水場がこの役割を担わなければならないのだという必然性は、少しわかりにくかったのですけれども、しかし、時間をかければいいというものでもないので、きょうの段階で、皆さんがご了解いただければ、私の理解では、新しい施設をつくって、ここが担おうとしていることを担わせるようなことは、コスト的にも土地の問題上も不可能であるというのが一点と、それから既存のその他の浄水場で、この役割を担ってもらおうということについては、立地の問題あるいは送水管整備の問題上、これは基本的にコストの問題だとは思っています。相当コストをかければできないわけではないけど、相対的にここで行うことに比べたら、はるかに高いコストがかかって、ここでやることの合理性は説明できる。そんな背景だったと思うのです。</p>

	<p>ということで、ここがこの役割を担うということは、合理性があるのではないかと、ここでご判断、皆さん、反対がなければ、それはそういうふうに、この認識というふうにしたいと思います。</p> <p>その上で、ではここで受け止めるとすれば、どこまでの環境影響の削減努力ができるのか、すべきかということについては、いってみれば、これは地区計画の内容ですので、地区計画を詰める段階の中で、どこまで、先ほど高さについては、もうちょっと検討の余地があるという話がありましたが、それも含めて、いろいろな検討を地区計画の策定過程で詰めていただく。そのように考えたいと思っていますが、まず前半の、この境浄水場がこの役割を担うというのは、全体の中では合理性があるのではないかとというのは、きょう、それでよからうということによろしいですか。</p> <p>ご異議がなければ、それはそのようにして。</p> <p>もう一つの地区計画については、ここに個々の数字は出ておりませんが、きょうの基本方針で、地区計画はこんな考え方で決めていきたいというのは書いています。</p> <p>そういう意味で、ここに書いていることでは少し不十分だとか、あるいはもうちょっとここを直す必要があるというようなことがあれば、ご指摘いただければと思います。</p> <p>ありませんか。</p> <p>大体、かなり包括的に書いてあるので、こっちの方向で努力するという書きっぷりになっているので、努力をどこまでするかということになります。</p> <p>ご異議がなければ、この地区計画の方針については、この形で進めていただくと。それで前半、私が言ったことについて、この背景の中で、もうちょっとちゃんと書いたほうが良いと私は思うのです。</p> <p>ここが、この役割を受け止めるというのが、前段の中、浄水場整備のネットワーク上、やはり合理性があると、ここでも判断したということになる必要があると思うので、先ほども、パワーポイントの説明の3枚目のシートでは、それがちゃんと書いてあるんだけど、このことがこっちの基本方針では余りちゃんと書いていないという気がするのですけれども、そんなことはないですか。どこかに書いてありますか。</p>
<p>福田幹事</p>	<p>一応、知っているのですけれども、基本的には、資料1-1の背景の2段落目、更新事業については、というところ。要は「その代替施設の浄水施設としては、更新に伴い浄水能力が低下する東村山浄水場の給水区域をバックアップする必要があることから、距離、標高、導送水管の整備、敷地規模等を踏まえ、境浄水場が建設地となっている」というところ。</p>

会長	という認識を受けているわけ。
福田幹事	それとあと前段のところ、すみません。1段落目のところで、長期に及ぶ東京都全体の安定給水を確保するためという形、要は能力ダウンのためには代替施設が必要ですよというところも、一応、記述的には踏まえています。
会長	わかりました。私もしっかり読み込まなかった。 では、きょうの段階でこの基本方針の案については了承するという ことで、ご異議ございませんか。 よろしいですか。 これは、決を採る必要はあるのですか。
事務局	いや、決ではなくて、皆さんのご了解で。
会長	今のような形でいいのですか。
事務局	はい。
会長	それではご異議がないようですので、基本方針は了承されたということにいたします。 ではこの議題は以上です。 傍聴者の方はご退席ください。 －傍聴者退場－ それでは事務局から、その他報告がありましたらお願いします。
事務局	では、日程のことですけれども、次回のご案内でございますが、来月12月22日午後2時から、また審議会のほうを開催しますので、よろしく お願いいたします。 また今年度、今回が第1回目ですけれども、毎年視察を行っております、これから寒い時期にはなるのですが、時期・場所につきましては、1月末から2月を考えておりますが、そのあたりは会長と相談させていただきまして、なるべく皆様には早目にお知らせしたいと思っております。 また、本日、最後になりますが、きょうの議事録につきましては、またこちらで作成した後に皆様にはお送りしまして確認いただきますので、よろしく お願いいたします。以上でございます。
会長	それでは、これで平成27年度第1回武蔵野市都市計画審議会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。 【閉会】